

改正後	改正前
<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第九条 (略)</p> <p>(休暇の種類等)</p> <p>第十条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇については有給とし、組合休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時間については、職員の給与に関する条例第十三条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>第十一条～第十四条 (略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第十四条の二 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>第十五条～第十五条の四 (略)</p> <p>(病気休暇、特別休暇、組合休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時間の承認)</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第九条 (略)</p> <p>(休暇の種類等)</p> <p>第十条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇については有給とし、組合休暇、介護休暇及び介護時間については、職員の給与に関する条例第十三条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>第十一条～第十四条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第十五条～第十五条の四 (略)</p> <p>(病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p>

改正後	改正前
<p>第十六条 病気休暇、特別休暇（委員会規則で定めるものを除く。）、組合 休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時間については、委員会規則の 定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</p> <p>第十六条の二 （略）</p> <p>2 任命権者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下こ の項において「第二項申出職員」という。）に対して、<u>委員会規則</u>で定め る期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第十七条・第十八条 （略）</p>	<p>第十六条 病気休暇、特別休暇（委員会規則で定めるものを除く。）、組合 休暇、介護休暇及び介護時間については、委員会規則の定めるところによ り、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</p> <p>第十六条の二 （略）</p> <p>2 任命権者は、三歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下こ の項において「第二項申出職員」という。）に対して、<u>人事委員会規則</u>で 定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第十七条・第十八条 （略）</p>